

斜里町内における自治会加入促進に関する協定書

公益社団法人北海道宅地建物取引業協会北見支部（以下「宅建協会」という）、公益社団法人全日本不動産協会北海道本部オホーツクブロック（以下「不動産協会」という）、斜里町自治会連合会（以下「町自治連」という）及び斜里町（以下「町」という）は、斜里町内における住民の自治会への加入促進を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、斜里町内における自治会への加入率向上を目指して、宅建協会、不動産協会、町自治連及び町が相互に連携・協力して、協働の視点から町民の自治会への積極的な加入促進を図ることにより、地域コミュニティの活性化を図り、もって町民主体のまちづくりを一層推進することを目的とする。

（協定事項）

第2条 宅建協会、不動産協会、町自治連及び町は、次の役割分担に基づき、町民の自治会への加入促進に取り組むこととする。

- （1）町自治連は、自治会加入に関するチラシ等を作成し、これらを宅建協会会員及び不動産協会会員へ配布するとともに、町民の自治会への加入促進に関する情報を提供する。
- （2）宅建協会及び不動産協会は、会員各社において、自治会への加入促進に係る情報提供を行うとともに、住宅、アパート、マンション等の販売及び賃貸借契約等を行う場合において、当該契約の相手方に対し、自治会への加入促進に関するチラシ又は助言等により、自治会への加入を促すよう努める。
- （3）町は、宅建協会、不動産協会及び町自治連それぞれに対し、本協定に基づく町民の自治会加入促進に係る事業に関し、協議のうえ、必要な支援を行うものとする。
- （4）宅建協会、不動産協会、町自治連及び町は上記に定めるもののほか、町民の自治会への加入促進に関し、相互に連携・協力し必要と認められる事業を行う。

(有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から翌年3月31日までとし、それ以降は有効期間満了の1ヶ月前までに、宅建協会、不動産協会、町自治連及び町のいずれからこの協定の解除の申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第4条 この協定に定めがない事項若しくは疑義が生じた場合は、宅建協会、不動産協会、町自治連及び町が協議のうえ、変更又は改定をするものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、宅建協会、不動産協会、町自治連及び町が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年3月3日

北見市常盤町4丁目12番2号
公益社団法人北海道宅地建物取引業協会北見支部
支部長 佐藤 公一

北見市桜町2丁目63
公益社団法人全日本不動産協会北海道本部オホーツクブロック
ブロック長 山本 貴一

斜里郡斜里町本町12番地 斜里町役場内
斜里町自治会連合会
会長 横田 章

斜里郡斜里町本町12番地
斜里町
斜里町長 山内 浩彰